

安全管理基礎講座 (X)

労働衛生コンサルタントのための 「安全管理」

労働安全コンサルタント 野原石松

安全委員会の運営

1. 安全委員会は何故必要か

安全管理は、その名が示すがごとく、管理活動の一環として行うべきものである。しかし、管理者が人間である以上、ヒューマンエラーを避けることはできない。すなわち、安全管理の万全を期するためには、実際に生産活動に従事する作業者の理解と協力を取り付けることが大切である。

労働災害防止についての作業者の意見を十分聴取し、それを施策の上に反映させることが重視されるゆえんはここにある。このことを推しすすめられるために設けられるのが、ほかならぬ安全委員会である。安全委員会は、いわば労働者が安全対策の検討に参画する一つのしくみといえる。

事業場の規模が大きくなると、どうしても管理者の目が現場のすみずみまでゆきとどかなくなる。いきおい、作業者との対話もとぎれがちとなる。こうしたことを考えると、事業場の規模が大きくなるほど安全委員会設置のニーズは高くなるわけである。また、災害率が高い業種は、それだけ安全委員会への期待が大きいといえる。

このような観点に立ち、労働安全衛生法は、林業、鉱業、建設業、製造業のうち、木材木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業および輸送用機械器具製造業、運送業のうち、道路貨物運送業および港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業にあっては、50人以上、製造業（前記の業種を除く）、運送業（前記の業種を除く）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信

業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業およびゴルフ場業にあっては100人以上の労働者を常時使用する事業場に対し、その設置が義務づけられている。

2. 安全委員会の役割は何か

設置目的から明らかなように、安全委員会の役割は、安全に関する重要事項について検討し、事業者意見に意見を述べることである。いふならば、事業者に対する諮問機関の性格を有するものである。しかし、労使の代表が同じテーブルについて検討したのであるから得られた結論は、その後の対策の上に十分反映されなければならない。このことは、安全委員会の運営を活発にするためにも大切なことである。

いうまでもないことであるが、安全委員会は、労使合同の委員会であり、団体交渉の場ではない。したがって、問題点に対する解決策は、あくまでも技術的な検討を通じて得られるべきであり、労使の力関係によって左右されてはならない。多少意見の相違があっても議論がつくされればおのずから正当な結論に落ちつくのである。

意見が十分かみ合わないのは、議論が煮詰っていない証拠であるから、かみ合うまで討議をつづける必要があるということである。「もう大部話し合ったから……」といって議論が煮詰らないうちに採決すると誤った結論に落ちつくことがある。これでは、何のための委員会かということになる。安全委員会は、労働基準法においても法定化され

ていたが、労働安全衛生法制定の際、過半数方式によって採決するというやり方が廃止された。その理由はここにあったのである。

3. 安全委員会を活性化させるには

(1) 報告や指示事項の伝達に終始してはならない

安全委員会は、設置すること自体が目的ではない。その活発な運営こそがねらいなのである。労働安全衛生法は、毎月1回以上委員会を開催すべきことを事業者に求めているが、開かれても災害発生状況の報告や関係官庁からの指示事項の伝達で終りというのでは、委員会を開催したということにはならない。委員会は、労働者の危険を防止するための基本的対策、安全に関する規定案、安全教育の実施計画案、新規に採用する機械器具その他の設備または原材料に係る危険の防止対策などについて審議する場である。にもかかわらず、何ら議論が行われないということでは、せっかく張り切っていた委員も次第にやる気をなくし、出席率の低下のみならず、出席しても終るのを待つばかりといった、いわば形ばかりのものに陥ること必定である。これでは、委員会は全くその機能を失っているといえよう。

(2) 安全委員会の重要性を全従業員に示す

安全委員会の活動を盛り上げるためには、委員会が労働災害防止対策をすすめる上で重要な役割を担っていることをいろいろの機会を通じて全従業員に示すことが大切である。

同時にそのことを会社側が態度で示すということ忘れてはならない。委員長である総括安全衛生管理者が欠席しがちというようでは、委員全に対する会社側の期待が薄いと受けとられても仕方がないであろう。このようなことでは、委員全員の出席をのぞむこともできなくなってしまう。

こういう例もある。ある事業場で安全委員会の開催日が近づいてきたとき、委員の一人(部長)が委員長である総括安全衛生管理者に対し、所用のため出席できないことを告げたところ、委員長は「委員会へ出席することよりも重要な用件があ

るのか」といってたしなめたという。部長は「わかりました」といってその用件をキャンセルにし、委員会に出席した。トップがこういう考え方に立てば、委員もこれにならない委員会における議論も大いに盛り上るのである。

総括安全衛生管理者が出席しても議事の進行などはもっぱらスタッフである安全課長に任せっ切りという例もみられる。これでは委員長としての職責を果たしているとはいいい難い。付議案件の提案理由などの説明は、スタッフ部門などに任せてもよいが、議事の進行は総括安全衛生管理者みずからが行い、無用の議論が展開されたり、特定の委員が発言を独占したりするのを防がなければならない。そのためには総括安全衛生管理者は、みずからの事業場における安全管理のレベルや当面の問題点を十分は握し、議論の内容を適正に評価できるようにしておくべきである。

年度当初などに事業者(最高経営首脳者)が委員会に出席して安全についての基本方針を説明するのもよいことである。それは安全についての会社側の決意を示すことであり、同時に安全委員会の活動に大きな期待を寄せていることを表すことでもあるからである。

委員会の形骸化を防ぐためには、委員の自覚を促すことも重要なことである。ある事業場では、委員の選任にあたり、つぎのような内容を盛り込んだ辞令を交付している。

「……安全衛生委員会規則に基づき、貴殿をつぎの期間、安全衛生委員に指名します。作業者の危険防止対策、健康障害防止対策、災害の原因および再発防止対策などについて御意見を述べていただくとともにその推進に御協力下さい……」

委員に腕章やバッジを佩用させるのも委員としての自覚を高めるのに役立つ方法である。

このようにして委員の一人ひとりが委員としての使命感を持つようになれば「何か問題はないか」という意識で現場を廻るようになるから、つぎつぎといろいろの問題が視野に入ってくるであろう。それらが委員会に持ち込まれれば、活性化は期して待つばかりということになるのである。

労働安全衛生法制定の際、このことが安全委員会への付議事項の一つとして定められた。これは新しい設備、プロセス、工法、原材料などの導入の際、いままでなかったような危険性や有害性が随伴するおそれがあるからである。新しい設備、プロセスなどを開発したのは人間であるから、その人間がこうした危険、有害性を予見できないはずがない。

しかし、そのためには多くの手順を踏むことが必要であり、また、設計技術者、生産エンジニア、研究者、安全専門家など各分野の人たちの協力が得られなければならない。そのような体制の下に検討された結果を最終的に評価するのが安全委員会であるといえよう。設備などについての安全性の事前評価（セーフティアセスメント）が重視されていることのあらわれである。

スウェーデンには安全代表という制度がある。安全代表は5名以上の労働者を使用する事業場において、労働者の中から1名以上選ばれ安全に関する事項について労働者を代表する者であるが、その重要な職務の一つは、安全性についての事前審査に参画することであるといわれている。

6. 職場安全委員会などの緊密な連けい

事業場によっては、中央レベルの安全委員会（法定委員会）のほか、職場単位に安全委員会（職場安全委員会）を、また、専門分野ごとに専門委員会を設けるところがある。

職場安全委員会の例をあげると、ある事業場（鉄鋼業、労働者約15,000人）では、課ごとに委員会を設置し、30人に1人の割合で委員を選任している。半数は当該課の課長の推せんにより、残る半数は作業者の推せんにより、いずれも工場長が委嘱する。委員会の委員長には課長が就任することになっている。

専門委員会は、付議事項の検討にあたって専門技術的な判断が必要とされる分野について設置され、クレーン、ボイラー、ガス、溶接、電気、火災および爆発の防止などについて設けられている。専門委員会は、その性質上、当該分野について該

博な知識経験を有している者によって構成される。

中央レベルの委員会からみれば職場単位の委員会は、下部の組織であり、また、専門別の委員会はスタッフ的な機能を果すものである。これらの委員会との間に密接な連けいが保たれなければ、その役割を果すことができない。また、中央の委員会は、これらの委員会の運営を指導する立場にある。ときには、中央委員会の委員がこれらの委員会にオブザーバーとして出席することは、こうした観点からのぞましいことといえる。

7. 決議事項の処理

安全委員会は、本来、事業場に対するアドバイザー的性格を有する機関であるが、さりとて、労使の代表が貴重な時間をさいて討議した結果採択された結論をいつまでも放置することは、のぞましくない。当該事業場の安全管理を改善するため必要ありとして意見の一致をみたものであるから一日も早く、それらの対策を実行に移すことが求められる。

そのためには、項目別に担当責任者を実施期日を定め、かつ、経費を伴うものについては、所要の予算を計上しなければならない。大きな対策については、次回の安全委員会において、その実施状況を簡単に報告してもらうようにすることもよい方法とおもわれる。

事業場によっては、安全委員会の委員が安全パトロールを行うなど安全活動の中心になって活躍しているところがある。いわば安全委員会が実行機能的役割をも演じているわけであるが、こういう場合でも、安全管理の責任はあくまでも会社側（管理者サイド）であることを認識し、委員会に依存し過ぎることがあってはならない。

8. 小規模事業場では委員会は設置しなくてもよいか

安全管理は、管理監督者が中心となってすすめるべきものであるが、管理監督者はつねに現場の第一線にあって設備の運転状態や作業の遂行状況を看視することができない。すなわち、その万全

